平成２３年（フ）第４７号
福島県石川郡石川町字南町105番地の４、前住所福島県石川郡石川町大字谷沢字太夫内38番地
債務者　元木　秀子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
福島県白河市栄町26番地２　栄ハイツＢ棟203号、前住所福島県白河市栄町26番地２　栄ハイツＢ棟102号
債務者　我妻　　智
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１６１７号
愛知県小牧市大字間々原新田478番地１　ルレーヴアルカディア203号
債務者　有留　哲巳
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５８３号
神戸市北区花山東町２番23―608号
債務者　善塔　康子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２８号
神戸市北区君影町２丁目１番51―503号
債務者　向井　博貴
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４７号
神戸市兵庫区湊川町９丁目14番９号、従前の住所神戸市兵庫区湊川町４丁目６番８号　カンシンマンション303
債務者　藤本　順次
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５７号
神戸市中央区布引町１丁目１番31号　キリンハイム４Ｂ、従前の住所兵庫県明石市魚住町西岡2209番地の27
債務者　石倉　　薫
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７０４号
神戸市灘区篠原台６番51―207号
債務者　ほっかほっか亭水道筋店こと　守谷惠一郎
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１１号
神戸市中央区北長狭通８丁目７番２―402号
債務者　太田　久子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３９号
神戸市長田区三番町３丁目14番地　市住28―110号、住民票上の住所神戸市長田区三番町３丁目14番地　市住28―507号
債務者　岡田　礼子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７０号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番419―201号
債務者　大西　　薫
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０号
奈良県吉野郡下市町大字下市39番地
債務者　福飯　和世
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第１２７号
神奈川県横須賀市追浜南町１丁目２番地　トライムパレス102
債務者　藤本　保春
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１４２号
神奈川県横須賀市浦郷町３丁目64番地　第３澄月荘101
債務者　中西　敏治
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１４３号
神奈川県横須賀市浦郷町３丁目64番地　第３澄月荘101
債務者　中西千惠子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１４８号
神奈川県横須賀市長沢１丁目14番Ａ―509号
債務者　小椋　晴美
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１６５号
神奈川県横須賀市津久井１丁目16番50―206号
債務者　天野　春雄
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部